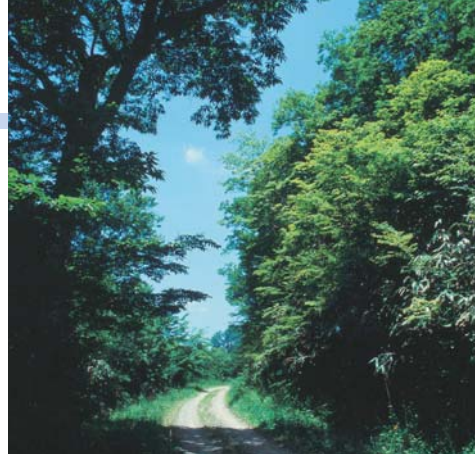


建材マンズリー

THE KENZAI monthly



07 No.514
2008



ご挨拶

住友林業(株)取締役常務執行役員

木材建材事業本部長 上山 英之 ①

同 副本部長 倉光 二郎

特集

建築関係法制度の改革と周辺情勢の動き

資力確保を義務付け 制度改革これから本番 ②

製品紹介

スマイル・コミュニケーションズの

次世代販売管理システム ⑩

カシオ情報機器のABIT木材建材システム ⑫

情報ピックアップ

“複合的ビジネス” ヘシフト

全国でスミリン会総会開く及び役員人事 ⑭

5月の新設住宅着工

6.5%減の9万804戸 ⑯

用途はお客様のアイデア次第

人工大理石

KENJOULE

ケンジュール

インテリア素材

HALF CLEAR

ハーフクリア



●玄関巾木に



●ディスプレイテーブルに



●洗面台に



●上がり框に



●ニッチカウンターに



●窓台に



●対面カウンターに

人工大理石「ケンジュール」、高級インテリア素材「ハーフクリア」は、アクリル化粧板を用いたカスタムオーダーメイドのインテリア建材です。

人と環境に
優しい素材

自由度の高い
加工性

詳しくはWEBで!
www.fukuvi.co.jp/kenjoule/



フクビ化学工業株式会社

本社/福井市三十八社町33の66 ☎(0776) 38-8013 〒918-8585

工場/本社・坂井(福井)・三方(福井)・大阪・タイ国・USA

<http://www.fukuvi.co.jp/>

ご挨拶



住友林業株式会社
取締役常務執行役員
木材建材事業本部長

上山 英之

謹啓

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より建材マンスリーをご愛読いただき、誠にありがとうございます。お取引の皆様方のご愛顧に対しましては、誌上を借りまして厚くお礼申し上げます。

さて、私儀このたび6月20日付けで高橋渉一の後任として木材建材事業本部長に就任いたしました。

木材建材を取り巻く環境は現在大きな変化の渦中にあります。大幅な住宅着工減をもたらした昨年度の改正建築基準法による規制強化、輸入木材等の資源高騰、景気後退での住宅着工数減少など、一方、国産材利用推進や200年住宅等の新しい動きも出てきています。このような環境の下、当社は10年後の目標達成に向けて、プロジェクトスピードを推進しつつ、お取引の皆様方との信頼を更に強固にし、お互いに協力し変化を乗り切っていく所存であります。

つきましては微力ながら全力を尽くし新任務に邁進する覚悟でございますので、なにとぞ前任者同様ご指導ご鞭撻を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

最後に皆様様の更なるご隆盛をお祈り申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

謹白



住友林業株式会社
執行役員
木材建材事業本部副本部長

倉光 二郎

謹啓

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

私は、本年4月に木材建材事業本部副本部長に就任し、建材マンスリー5月号の木材建材事業本部座談会の中で紹介されておりますが、ここにあらためて御挨拶させていただきます。

1年ほど海外事業本部に在籍しておりましたが、元来、木材部にて業務を遂行しておりましたので、古巣に戻ったようなものです。

海外事業部では現在世界が最も注目しているサブプライムローン問題の現状を具に見るという貴重な体験をしました。

サブプライム問題に悩むアメリカの業界は、今後住宅市場が縮小する日本の木材・建材業界を映し出しているように思えます。

将来、お互いに生き残るには何が必要か、何をすべきか、5年10年先を見据えた業界の有り方を取引先の皆様と一緒に考え、実行していきたいと考えております。

微力ではありますが全力を尽くす所存でありますので、なにとぞご指導ご鞭撻を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

謹白

昨年6月20日に施行された改正建築基準法・建築士法によって建築確認審査が厳格化され、その影響で住宅着工が大幅に滞ることになったのは記憶に新しい。住宅建築関連業界は資材供給側も含めて、現在でもその後遺



症に苦しめられている。しかし、制度改革はこれで終了したわけではなく、今後も住宅瑕疵担保履行法制度の本格スタート、4号特例の見直しなどが実施されることになっている。それらによって住宅建築の動向がどのような影響を受けることになるのか予断を許さない。そこで、本稿では昨年来の動きも含め、そうした一連の制度改革の内容を改めて概観することにした。

建設業者等に対して

資力確保を義務付け 制度改革これから本番

■建築確認審査を厳格化

周知のように、今回の住宅建築に関する制度改革は、建築物の耐震偽装問題が発生したことが引き金となっている。内容的には、こうした問題の再発を防止するために確認審査を厳格化することと、万一、同様の事件が発生したとしても、住まい手が不利益をこうむることがないように対策を講じることの二本立てになっている。

最初に昨年6月20日から実施されている建築確認審査の厳格化について、簡単におさらいしておこう。

この制度の第一のポイントは、「構造計算適合性判定」（ピアチェック）が導入されたことである。これは、一定の高さ以上等の建築物について、指定構造計算適合性判定機関（都道府県または都道府県が指定した機関）による構造計算審査を義務づけたもので、その分、審査日数が従来よりも長期化する上に、費用もかかり増しになる。

このピアチェックについては、木造の場合、①高さ13mまたは軒高9mを超えるもの②許容応力度等計算を行うもの③保有水平耐力計算を行うもの④限界耐力計算を行うもの⑤許容応力度計算を行うもので大臣認定プログラ

ムを用いるもの——が対象となる。一般的な木造2階建て住宅は対象外なので影響はないが、大臣認定プログラムによる木造3階建てや、筋交いや耐力壁に頼らない、いわゆる伝統構法による建物を限界耐力計算で設計する場合はピアチェックを受けなければならないため、大きなハンデを負うことになった。

一方、マンションなどの中規模・大規模の建築物に関しては、このピアチェック制度導入が大きく影響し、建築実績が激減することになった。当然、合板などの関連資材業界も大幅な需要減に直面することになり、苦しい経営を強いられた。

建築確認審査の厳格化に関するもうひとつのポイントは、申請図書をいったん提出した後は「軽微な変更」しか認められなくなったことである。

これについては、当初はどの程度までが「軽微」だと認められるのかが不明瞭で、多くの業者が理解できずにいたため、「誤字・脱字程度のミスであっても再申請が必要になるのではないか」といった噂が飛び交って大いに混乱した。その後、施行規則が改正され、構造安全性や防火・避難性能に影響しないものであれば、申請後も変更が認められることになったものの、法施行時にはこうした指針が明示されていなかったため、多くの建築士や工務店がミスや訂正を避けようとして、申請図書の作成に必要以上の時間をかけることになってしまった。さらには審査する側もミスや誤りを見逃さないようにと慎重を期したため、通常より審査に時間がかかった。

こうしたことが積み重なり、ちょうど高速道路のトンネル入口で多くの車が減速することによって渋滞が自然発生するのと同じように、申請から審査、受理までの手続きに遅滞が生じ、着工の大幅な遅れにつながったのである。

■瑕疵担保責任履行を義務づけ

耐震偽装問題の発生をきっかけとしたもうひとつの大きな制度改革が、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（住宅瑕疵担保履行法）の制定である。この法律は2007年の通常国会で成立したもので、同年12月21日には施行期日を2009年10月1日（一部は今年4月1日に施行）に定める政令が閣議決定された。

内容的には、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（品確法）で規定されている10年間の瑕疵保証制度を一步進めたものと考えればいい。柱としては、①建設業者及び宅地建物取引業者に対する資力の確保の義務付け②住宅瑕疵担保責任保険法人の指定③住宅瑕疵担保責任保険契約に関する紛争の処理体制の整備——がポイントになる。このうち①が来年10月1日に施行、②、③は今年4月1日にすでに施行されている。

①の「資力の確保の義務付け」は、品確法による10年間の保証期間内に構造上の不具合あるいは雨水の浸入による不具合が発生した場合、確実に補修が行われるように、住宅供給業者に保証金の供託か保険への加入を義務づけたものである。これは住宅供給業者が瑕疵担保責任を果たすことができないと、住まい手が著しく不利益をこうむることになってしまうため、そうした事態を未然に防止するのが目的である。ただ、住宅供給業者にとっては、保証金の供託か保険への加入に伴い、新たな負担が生じることになり、これが住宅産業とその周辺業界にどのような影響を及ぼすかが注目されている。

制度が実質的にスタートするのが来年10月1日だということにも注意しなければならない。同日以降に引き渡されるすべての新築住宅が対象となるため、保証金供託なり保険加



表1 瑕疵担保保証金の供託額

戸数	供託額の範囲
1戸以下	2,000万円以下
1戸超～10戸以下	2,000万円超～3,800万円以下
10戸超～50戸以下	3,800万円超～7,000万円以下
50戸超～100戸以下	7,000万円超～1億円以下
100戸超～500戸以下	1億円超～1億4,000万円以下
500戸超～1,000戸以下	1億4,000万円超～1億8,000万円以下
1,000戸超～5,000戸以下	1億8,000万円超～3億4,000万円以下
5,000戸超～1万戸以下	3億4,000万円超～4億4,000万円以下
1万戸超～2万戸以下	4億4,000万円超～6億3,000万円以下
2万戸超～3万戸以下	6億3,000万円超～8億1,000万円以下
3万戸超～4万戸以下	8億1,000万円超～9億8,000万円以下
4万戸超～5万戸以下	9億8,000万円超～11億4,000万円以下
5万戸超～10万戸以下	11億4,000万円超～18億9,000万円以下
10万戸超～20万戸以下	18億9,000万円超～32億9,000万円以下
20万戸超～30万戸以下	32億9,000万円超～45億9,000万円以下
30万戸超	45億9,000万円超～120億円以下

入に関し、事前の準備が不可欠になる。当然、施主との打ち合わせを行ったり、経費を算定したりする際には、制度導入の影響をあらかじめ想定しておかなければならない。

例えば、来年10月1日よりも前に引き渡す計画で作業を進めていても、それこそ確認審査に手間取ったり、工事が遅れたりして同日以降に引き渡さなければならなくなれば、保証金供託か保険加入に伴うコストが発生する。ただし、保険の加入は工事着工前のため、注意が必要だ。せっかく手に入れる住宅に保証措置がないのは不安だからと、施主の方から同日以降の引渡しを求めてくるケースもありうる。

保証金供託か保険加入を義務付けられるのは、建築業者の場合、建設業法に基づく登録業者だけだが、それ以外の業者も自分は対象外だからと安心してはいるわけにはいかない。現行制度では、1件あたりの請負金額が1,500万円以下であるか、建築面積150㎡以下の木造住宅を施工する場合は、業者登録が必要ないため、地場の大工の中には登録を受けずに営業している者が案外多いわけだが、住宅を入手する側からすれば、瑕疵が発生した場合の保証がきちんとしている住宅の方が安

心だから、保証措置が講じられていない住宅が敬遠される可能性がある。すでに建設業法と宅地建物取引業法の改正によって（いずれも2006年12月施行）、保険加入の有無等についての説明や書面交付が義務付けられているという事情もある。結局、登録業者でなくとも、保証金供託なり、保険加入なりを検討しなければならなくなるだろう。

■瑕疵担保保証金の供託額

最低でも2千万円が必要

それではいったいどのくらいの費用がかかることになるのか。

まず保証金供託の場合は最低（対象が1戸の場合）でも2,000万円が必要で、2戸目以降は同法施行令で定められた計算式により加算される仕組みになっている。供給戸数によっては億単位の供託金が必要になる場合もある（最高120億円まで。表1参照）。

ただし、この供託金は10年間の保証期間が過ぎれば戻ってくることになるため、瑕疵さえ発生しなければ、実質的な出費はない。例えば、年間1万戸の住宅を供給しているメーカーなら、最初の年は1万戸分の保証金供託が必要になり（1万戸超～2万戸以下は4億

4,000万円超～6億3,000万円以下)、翌年はさらに1万戸を供給するから累計で2万戸分の保証金を供託することになる。そうやって累計戸数が増えるに従って、供託金も増えていき、将来的にも供給戸数が1万戸で安定し続けていくと仮定すると、10年間の累計戸数は10万戸となり、供託額は20億円程度に達する計算になる。

しかし、10年の保証期間を過ぎた住宅については、供託金が戻ってくるから、11年目以降は保証金供託が必要な住宅の累計戸数は常に10万戸で変わらず、供託額を上乗せする必要がなくなる。つまり、11年目には保証期間を過ぎた1万戸分の保証金が戻ってくるから、その年に供給する1万戸分の保証金にはそれを充てればよく、以降はその繰り返しになると考えればいい。

■住宅あんしん保証 などを保険法人に指定

一方、保険加入については、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(「住宅瑕疵担保履行法」)に基づき、国土交通省は5月12日付で、(株)住宅あんしん保証(東京都中央区、愛称:あんしん住宅瑕疵保険)と(財)住宅保証機構(東京都港区、愛称:まもりすまい保険)の2法人を保険を提供する保険法人に指定した。

住宅あんしん保証の「あんしん住宅瑕疵保険」は、建設業者または宅地建物取引業者の住宅供給業者を対象にしており、住宅瑕疵担保履行法上の資力確保義務がない①建設業の許可を必要としない事業者②宅地建物取引業者の発注に基づき分譲住宅を建設する建設業者も利用することができる。

保険対象住宅は、地域・規模・工法・構造を問わず、全国の新築住宅等が対象。

新築住宅等とは、未だ人の居住の用に供し

たことのない住宅で、①戸建て住宅の場合は、建設工事の完了の日から起算して2年以内に引き渡された住宅に限り②共同住宅の場合は、住棟内の最初の住戸が建設工事の完了の日から起算して1年以内に引き渡された住宅に限る。

また、保険期間は戸建て住宅の場合、住宅の引渡し日から10年、共同住宅のうち賃貸住宅は住戸毎に区分所有されず1棟引渡しでは同じく10年、分譲住宅では各々の住戸が引渡された日に始まり、建設工事完了の日から起算して11年を経過した日に終了する。

このように住宅瑕疵担保履行法は工務店やビルダーといった住宅供給業者と、関連業界の双方の経営に大きく関わってくる。来年10月1日のスタートに向けた今後の動きから目を離さないようにしたい。

■4号特例は見直しか

もうひとつ、建築士法や建築基準法、建設業法などの改正によって新設される構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士について触れておきたい。

この2つの資格は、構造設計および設備設計において高度な専門能力を有する一級建築士に与えられるもので、一定規模以上の建築物を設計する際には、これらの資格者によって法律に適合していることを確認することが義務づけられた(施行は2009年6月までの予定)。

資格の取得要件は、構造または設備設計に関して5年以上の実務経験を有し、所定の講習を修了すること。国土交通大臣がこれと同等の知識及び技能を有すると認める一級建築士も資格を得ることができる。

また、彼らによる法適合性確認が必要になる一定規模以上の建物とは、木造の場合、構造設計については高さ13mまたは軒高9mを超える建築物、設備設計については階数が3



表2 4号特例見直し以降、確認申請の際に必要なとされる図書(案)

図書の種類	明示すべき事項
床面積求積図	・床面積の求積に必要な部分の寸法及び算定式
2面以上の立面図	・縮尺・開口部の位置 ・延焼のおそれのある外壁及び軒裏の構造
2面以上の断面図	・縮尺・地盤面 ・各階の床及び天井の高さ、軒及びひさしの出ならびに建築物の各部分の高さ
地盤面算出表	・建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ ・地盤面を算出するための算定式
基礎伏図	・縮尺ならびに構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別ならびに開口部の位置、形状および寸法
各階床伏図	同上
小屋伏図	同上
2面以上の軸組図	同上
構造詳細図	・屋根ふき材の種別
	・柱の有効細長比
	・構造耐力上主要な部分である軸組、継手または仕口等の構造方法
	・外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地
使用構造材料一覧表	・構造耐力上主要な部分である部材の地面から1m以内の部分の防腐又は防蟻措置 ・構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
基礎・地盤説明書	・支持地盤の種別及び位置
	・基礎の種類
	・基礎の底部または基礎ぐいの先端の位置
	・基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法
	・木ぐい及び常水面の位置
壁量計算書	・適合性を確認できる計算書
接合金物図面	・適合性を確認できるもの

以上で延べ面積5,000㎡を超える建築物となる。

さらに現行制度では、建築士が設計した場合には構造関係規定の審査が特例として省略されている、いわゆる4号建築物(建築基準法第6条の3及び同施行令第13条の2に基づく2階建て以下かつ500㎡未満の木造住宅等)についても、今後は構造設計一級建築士が設計したもの以外はこの特例(一般に「4号特例」と呼ばれる)が認められなくなる。これにより、木造建築士や一級・二級建築士が設計を担当した場合は、表2に示したような図書を確認申請に際して提出することが必要になると考えられている。

ただし、この改正については大きな混乱が予想されるため、当初は2008年末を目途としていた施行時期が先延ばしになることが決まっている。そうやって十分な周知期間を確保

するとともに、これまではそうした図書作成に慣れていなかった建築士のスキルアップを図ろうというわけだ。

■構造材料の品質を何で示すか

4号特例の見直しに関しては、資材供給側の木材業界にもさまざまな影響を及ぼす可能性が指摘されている。もっとも大きな議論になっているのは、構造材料の品質をどのように確保するのかという点だ。

実はこれについては、表2で示した図書のひとつである「使用構造材料一覧表」とのからみで、構造材料にはJAS製材の使用が義務付けられるのではないかという見方が一部でなされ、混乱を来した。

つまり、同表においては、構造用木材の品質を示すことになっているが、それは客観的な品質基準であるJAS規格の等級によって表

すことになるのではないかという観測が流れたのである。

結論から言えば、今回の改正でJAS製品の使用が義務付けられるようになったという事実はない。同一覧表は、木材の品質を定めた建築基準法施行令第三節第四十一条に適合しているかどうかを確かめるためのもので、同条では「構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質は、節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による耐力上の欠点がないものでなければならない」と規定されているに過ぎず、JAS云々の文言はどこにも書かれていない。

要するに、現行の建築基準法では、仕様規定である壁量規定に基づいて建てられる木造建築物について、JAS製材の使用を義務付けてはしないのだから、確認申請の手続きに関する制度改正で4号特例が見直しになったとしても、そのことに変わりはないのである。

また、現実問題として、仮にJAS製材の使用が義務付けられたとしても、集成材や合板のようにJASマークが添付されているのが当たり前になっている品目であれば100%対応することが可能だが、無垢の製材の場合は現状でもJAS製材の流通量は全体の2割程度に過ぎず、JAS認定工場も少ないので、とても対応できないという事情がある。そのため、万一、何か別の制度でJAS義務づけにでもなったら、2000年の品確法制定時と同様に、あるいはそれ以上の規模とスピードで無垢材離れが進行しかねない。

■新JAS制度施行で1種格付けが廃止

最後にJAS制度について言及しておく。

今、見たように現行制度では、木造住宅の建築に当たってJAS製材の利用は義務づけられていないが、JAS製材であることが有利な場合もある。

例えば、国土交通省の告示で定められてい

る木材の基準強度について言えば、JAS製材と非JAS製材（無等級材）には格差があり、JAS機械等級区分製材と比較すると無等級材の方が強度が低く設定されている。そのため、許容応力度計算などで基準強度の数値が必要になるような場合には、JAS機械等級区分製材を使用した方が有利になる。特に横架材の梁桁に関しては、強度の数値が高い方が明らかに使い勝手が良くなる。強度が低ければ、その分、材の断面を大きくする必要が生じ、水勾配がとりにくく施工性が悪くなったり、価格的にも割高になってしまうためだ。

では、そのようにJAS製材である方が有利な場合があるのに、なぜJAS製材の流通量が増えないのか。それは、第一に先ほども指摘したように、現行法ではJAS製材の使用が義務づけられていないことが挙げられる。さらに、現在の木材マーケットでは、強度が高いからといって、あるいはJAS製材だからといって、そうでない製材よりも高価になるということはない。つまり、JAS認定のためのコストをかけても、それを回収する仕組みが市場にないのである。

ただし、公共事業の場合はJAS製材の利用が義務づけられるため、JAS認定を取得していない工場がどのように対応しているかという、個別の製材について品質を検査してもらいJASマークを添付する「1種格付け」という制度を利用している。

ところが、その「1種格付け」が2006年3月に施行された新JAS制度の移行期間（3カ年）が終了し、2009年2月末に廃止されることになっているため、今後は公共事業向けに製品を納入するなら、何か別の方法でJASに対応しなければならなくなる。手っ取り早いのは、やはりJAS認定を取得することであり、結果的に木材業界のJAS製材供給力が高まることも予想される。

居心地のよい空間へ
SYSTEM BATHROOM

La・BATH

システムバスルーム ラ・バス

2008年4月、新発売

※ラ・バスは、(株)INAXとシステム(株)の共同開発商品です。

INAXがお風呂掃除の不満を解決しました。

INAXではこれまで、床の冷たさを軽減する「サーモフロア」、お湯を冷めにくくする「サーモバス」、排水口のお手入れをカンタンにする「くるりんポイ排水口」など、お風呂におけるお客さまの困りごとを、環境配慮の観点からエネルギーを使わずに解決する機能を開発してきました。新商品「ラ・バス」でも、新開発の「キレイ床」を搭載することで、浴室の基本機能をさらに進化させました。

手間なし **カンタン** おフロ掃除

★キレイ床

撥油+親水機能を持った特殊な表面処理で、皮脂汚れが付きにくく、落としやすい床です。カビやヌメリも抑えます。



※Eグレード(オプション)を除き、標準装備

お湯をぬぐったが勝手にキレイ

くるりんポイ排水口

排水口の汚れを、浴槽の排水を利用したうすの力でシャットアウト。髪やゴミもまとめてポイッと捨てやすくします。



※全グレードに標準装備

お掃除しやすい キレイドア

ホコリがたまりやすいドア下の換気用開口(ガラリ)とカビの付きやすいパッキンをなくすことで、スッキリデザインで、汚れが付きにくくお掃除をカンタンにしました。



※全グレードに標準装備

他にも機能がいろいろ!!

プッシュ水栓

これからは、**ゆび一本**で、お湯が出ます。

お風呂のお湯が、ホッと気持ちいい
thermo-bath
サーモバスフロア

お風呂の床が、冷やっとしんない。
サーモフロア

REAL FACE

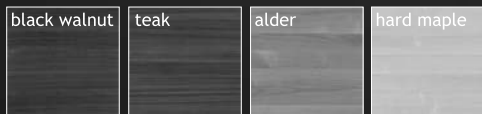
至高の空間を演出する卓越した素材感。

日本人のインテリア感覚もヨーロッパインテリアに代表される本物指向の家具などをさりげなくコーディネートできるようになりました。インテリアに対する嗜好が成熟するなか、ドア・床・壁なども本物のテイストが求められています。

REAL FACEは、今日の本物指向のユーザーに向けた高感度・高品質な新たなシリーズです。

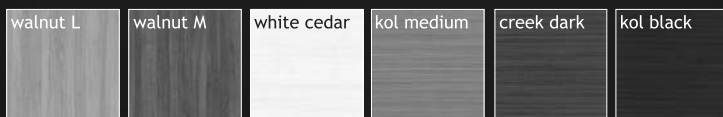
REALFACE typeA

天然の木目を活かした突板は、2つと同じものはありません。それぞれの個性をお楽しみください。



REALFACE typeB

天然木の色調、素材感を徹底的に再現。触感にまでこだわったリアルシートタイプ。



東洋フライウッド株式会社

本 社:〒460-8428 名古屋市中区錦三丁目10-33 錦SISビル3F
営業管理部:☎(052) 205-8451 FAX (052) 205-8450 ホームページアドレス:<http://www.toyoplywood.co.jp>

G-FORES

Builder

Lite

Smile Communications, Inc.

次世代 販売管理システム

G-FORES



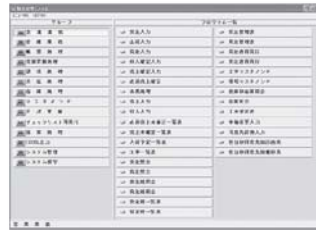
社内の管理、
どうされていますか？

- 在庫はリアルタイムに管理されていますか？
- 受注残は管理されていますか？
- 与信管理はどうされていますか？
- 単価はいつのタイミングで入っていますか？

G-FORES

をご提案致します！

営業業務、倉庫業務、帳票等の各種処理などが分かりやすくグループ分けされており、それぞれの入力項目が一覧表示されます。



メニュー画面一覧「営業業務」



受入力



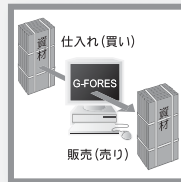
工事台帳照会



出荷入力

住宅資材流通業界に特化した販売管理システム。

商流の中間に位置する建材流通店様にとって、仕入れ(買い)と販売(売り)の実務は自社単独では成り立ちません。G-FORESは、社内の販売管理はもちろん、MEWSからのデータ取込、会計や給与など外部システムとの連携もスムーズに行える次世代型販売管理システムです。



複数ある営業拠点をリアルタイムに集中管理。

データに基づく売上分析、徹底した在庫管理により、お客様からの各種問合せ等にも即時対応が可能になります。貴社の販売戦略立案に役立つだけでなく、顧客サービスの向上においても強力な武器となります。



流通資材の商品特性を考慮したシステムです。

木材、建材などの流通資材のみならず、材工一式の工事管理にも対応し、正確な利益の管理ができます。

1拠点对応型“G-FORESライト”もご用意。

1拠点台 (パソコン5台程度) でのご利用に便利なコンパクト版を利用しやすい価格でご利用頂けます。複数拠点にてご利用の場合は別途ご相談承ります。

オンライン発注端末“MEWS(ミューズ)”からのデータ取込インターフェースを実装。

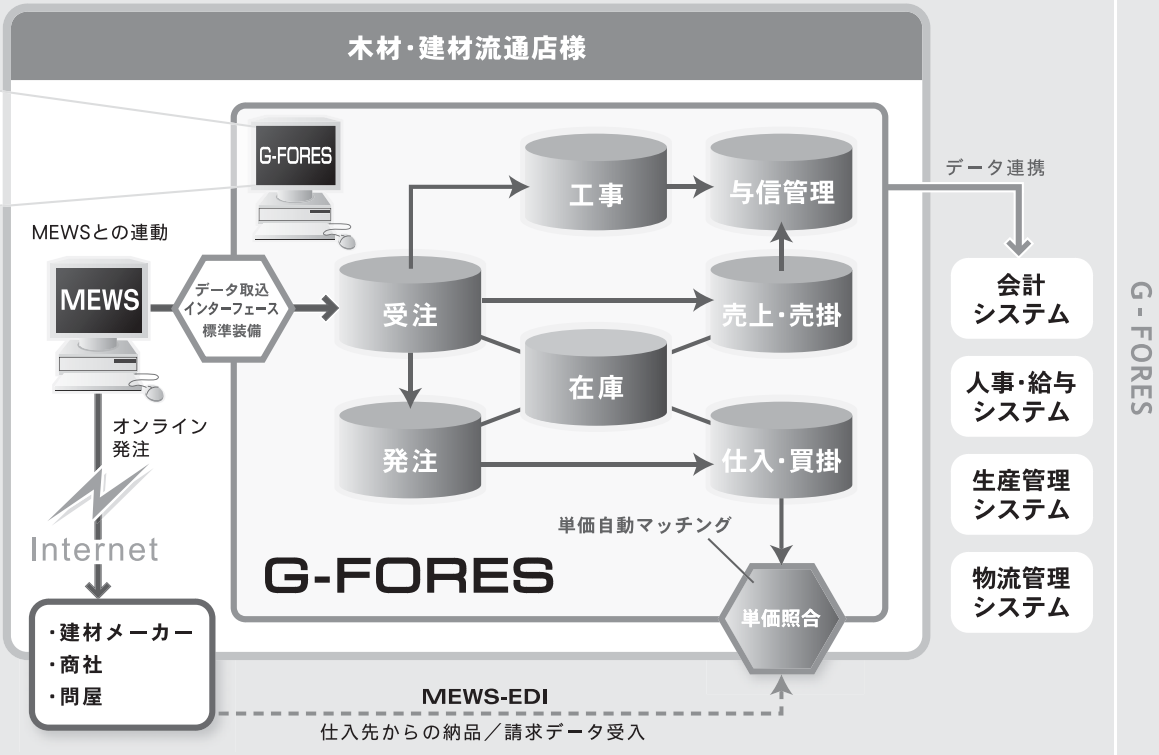
※標準装備

仕入先からの納品・請求データとの単価照合を自動的に行う機能もご用意。

※オプション

「MEWS」：1台のPCで、複数の建材メーカーに対し、共通画面で納期管理、発注処理を行う。
また、発注したデータは自社のコンピュータに二重入力なしに自動的に取り込むことが可能。

木材・建材流通店（問屋・販売店）様の受注・発注・仕入・売上・在庫データを管理するとともに、市販の会計システムや人事・給与システムなど外部とのデータ連携も行えます。MEWSとも連動し、よりスムーズな販売管理を実現します。小規模の木材・建材流通店様向けコンパクト版“G-FORES ライト”、住宅会社様向け“G-FORES ビルダー”もご用意しています。

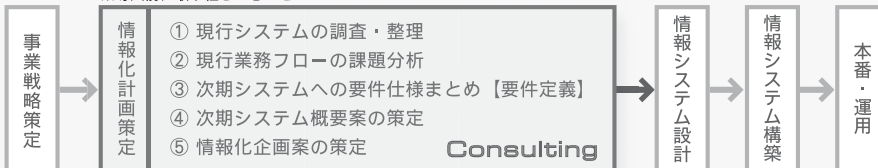


販売管理システム導入を検討されているお客様！

導入を進める前に、取り組むべきことがあります。

いきなりプログラムを組み始めても、最適な販売管理システムを実現する近道になるとは限りません。それよりも、貴社業務におけるシステム調査・分析、課題抽出やニーズ整理に多少の時間をかけるべきではないでしょうか？ 私共は、貴社の事業戦略・経営目標に沿ったビジネスプロセスの構築を目指し、且つ現場の流れを効率化して業務改善を実現しうる「次期システム要件」を導入前に組み立てることが、真に役立つシステムを実現するカギになると考えております。

※導入前に取り組むべきこと



スマイル・コミュニケーションズは、G-FORES、MEWSで保有するノウハウをベースに、貴社の事業戦略・経営目標に沿った販売管理システムをご提案致します。是非、実績豊富な弊社コンサルティングサービスをご活用下さい。

問合せ先：
スマイル・コミュニケーションズ株式会社
TEL:03-5957-2525 FAX:03-5957-2526
info@smilecom.jp

業界の課題を解決

CASIO®

ABIT木材建材

All-round Business Integration Theory

ABIT木材建材 コンセプト

◆CALUMBER→ABITへの進化

業界の皆様にはカシオ=CALUMBER（キャラクター）の方がお馴染みでしょうか？カシオでは過去30年以上、住関連業界向けシステム「CALUMBER」をご提供し、業界の皆様と悩みを共有し共に歩んで参りました。このたび、カシオ販売管理システム統一ブランド「ABIT」を冠し、「ABIT木材建材」として進化いたしました。唯一のメーカー直系業界向けシステムとして、変らぬご愛顧をお願い申し上げます。

◆業務の効率化だけでなく

一般的な販売管理システムは、お客様からご要望を聞き取り、その課題を解決する仕組みをご提供するものが一般的です。しかし、従来の流れの中で、非効率な部分を改善する。これだけで本当の問題解決ができるのでしょうか？

◆ABIT=業務改善提案

ABIT木材建材は、あるべき会計数値・経営指標を得るための業務フローをご提案します。延べ1000社以上の実績と経験に基づいた、業務改善提案をご覧下さい。貴社の業務にあてはめてみて下さい。きっと未来の貴社の姿が想像できるはずです。

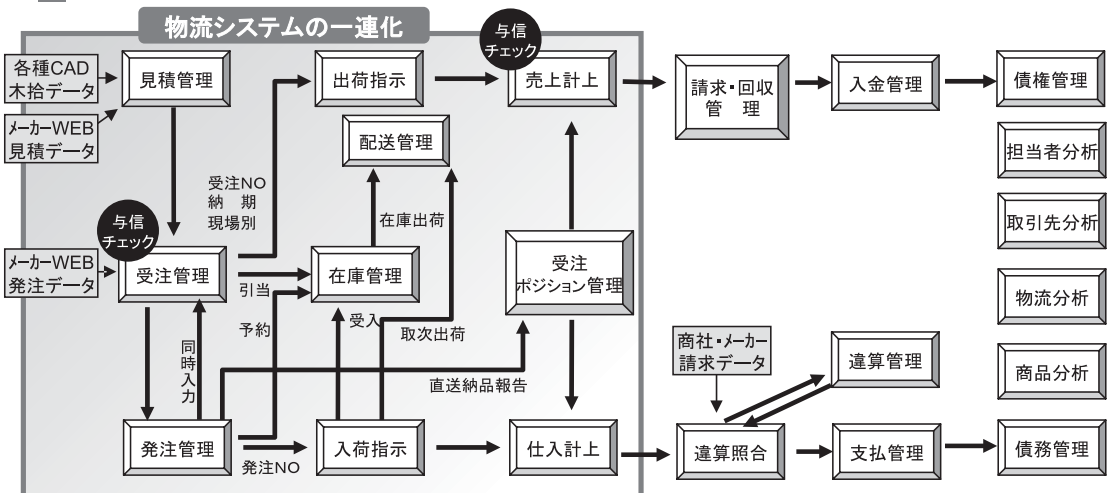
◆正しい会計数値

本業界において特に管理が困難なものとして、「在庫」が挙げられます。販売管理上の粗利益が経理数値と大きく食い違ってしまう事例も良く見受けられます。このような問題を改善する業務フローです。

◆経営指標

経営指標としての管理分析資料の内容にはご満足されていますか？ABIT木材建材は、ご同業各社のノウハウを結集した分析手法をご提案します。

ABIT木材建材 全体業務フロー



CASIO®

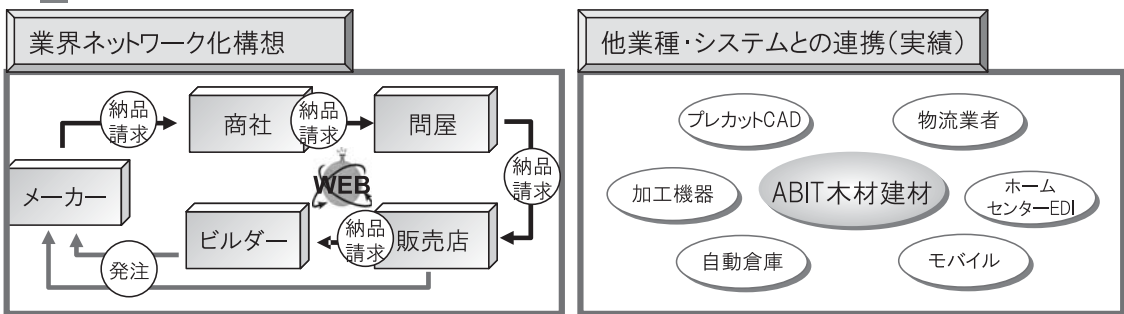
■ ABIT木材建材 適用業種



◆幅広い業種・業態に1パッケージで対応
近年では、「問屋」「販売店」といった業態だけでなく、「販売店ではあるが工部門を併設している」等、上下左右に事業を拡大される事例が増えています。このようなビジネスに柔軟に対応します。

例え上図のような別業態を並立していても債権債務、在庫等の基本データはもとより配送情報も必要に応じて一元化した運用が行えます。ABIT木材建材は、貴社の事業拡大にしっかりと追随できるシステムです。

■ ABIT木材建材 将来構想



◆業界の未来を見据えて
将来的構想としては、発注情報を基点として、納品・請求情報を業界全体でネットワーク化することにより、業務効率を大幅向上させる仕組みの構築を目指しています。基点となる発注システムは、各メーカー工夫を凝らした発注システムをそのまま活用し、機能性・柔軟性の高い仕組みとします。このシステムの実用化は一部ですでに実現しています。

また、カシオは延べ1000社以上の導入実績の中で、様々な業種システムとの連携実績をもっています。この中で普遍的、先進的なものから逐次パッケージへの取込みを行い、更なる成長を図って参ります。

お問い合わせ先：
カシオ情報機器株式会社 木材建材推進部
TEL:03-5200-4916 FAX:03-5200-4900



“複合的ビジネス”へシフト 全国でスミリン会総会開く

住友林業（本社：東京都千代田区、矢野龍社長）の取引先で組織する北海道・東北・東京・東海・大阪・中国・四国・九州各スミリン会の「定時総会」は6月25日の中国スミリン会を皮切りに7月30日の東京スミリン会まで日を追って全国各地で開催。各会場での席上、6月20日付で新しく木材建材事業本部長に就任した住友林業の上山英之取締役常務執行役員は、①2008年3月期業績概要②市場の状況と変化③木材建材事業本部の位置づけと施策などにつき大要次の通り明らかにした。

強固な収益体質の構築目指し 長期経営計画を着実に推進

住友林業の2008年3月期の連結業績は、売上高8,614億円、経常利益は特殊要因を除く本業ベースで122億円と前期実績を大幅に下回る結果となった。これは、昨年6月の建築基準法の改正が市場の混乱を招き住宅着工が急減、これが木材建材事業に大きな打撃を与えただけでなく、景況感の悪化から住宅事業の受注、着工が激減、またアメリカのサブプライムローン問題は世界の金融、経済の混迷をもたらし、当社の事業活動においても間接的に影響を受けたなどが要因。

このように、外部環境が従来の常識を超えるスピードで変化していく中で、全部門が苦戦を強いられたわけだが、こうした変化は将来の着工数100万戸を切る時代の予見とも受け取れる。いかなる環境変化にも耐えうる強固な収益体質の構築を目指すこと、つまり長期経営計画「PROJECT SPEED（プロジェクトスピード）」を着実に推進していくことの重要性を改めて確認できた一年であった。

本年度は、木材建材事業とともに住友林業のコア事業である住宅事業では、連結ベースでの戸建て注文住宅の棟数計画は9,430棟、また重点育成事業の不動産事業では、介護事業への本格的な進出などすでに複数のプロジ

エクトを進めており、海外事業では、オーストラリアや米国シアトルなどで戸建て住宅、土地開発・造成事業へ進出したほか、製造面においてもインドネシアK T I社でのパーティクルボード工場を稼働させた。

これらを含め本年度の連結売上は9,200億円、経常利益で160億円を見込んでいるが、長期経営計画では、2017年3月時点での売上高1兆6,000億円、経常利益800億円を目指している。

なお、本年度の住宅着工については、前年度比6.2%増の110万戸と予測しているが、詳細は建材マンスリー6月号（No.513）特集をご参照頂ければ幸甚である。

川上から川下までの支援強化 木材建材事業本部本年度施策

木材建材事業本部の本年度施策は、「モノ」の流通にだけとらわれることなく、これまでの商社のスタンスを活かし、従来からの「取引ビジネス」に加え、出資や提携といったアライアンスによる配当や持分法投資収益などを得る「投資」分野も絡めた「複合的ビジネス」へと事業構造をシフトさせていく方針。

具体的には、住資材流通業界の①「川上」である資源確保や各メーカーとの強力関係強化②「川中」の流通企業支援、商材物流サポート③「川下」の工務店やビルダー支援ノウハウ構築など、いわゆる「バリューチェーン」全体の支援や整備を進めていく。

こうした活動のなかで、取引先と互いにメリットを享受できるような新たなアライアンスやビジネスモデルを構築していく考えだ。

流通分野においては、地域ごとの市場分析機能を強化させ、メーカー各社と連携したキャンペーン展開といった地に足をつけた流通支援を今後とも積極的に推進していく。

本年2月に発表・組成した「住宅関連産業中小企業事業継続ファンド」（本誌2008年3月号No.510既報）については、取引先から多くの相談が寄せられており、住友林業のノウ

ハウとネットワークを活用して、問題解決や新規事業展開等の経営支援を更に推進していく。

また、平成21年10月以降の引渡し物件に「住宅瑕疵担保履行法」が義務化（2～7面特集参照）されるが、その瑕疵保険を取り扱うことができる国交省指定保険法人の民間企業第一号である「住宅あんしん保証」に対し、資本面での支援を実施する。

工務店ビジネスノウハウ分野のイノス事業については、体制の強化を進め将来的には年間3,000棟体制実現を目指す。

総括的には、▷調達力に差がつく時代へ⇒「資源確保」、メーカーとの更なる「連携強化」▷業界再編の時代へ⇒「複合的事業」=「提携・投資」&「取引ビジネス」の更なる推進▷情報流が重要になる時代へ⇒「あらたな機能の開発・連携」を重点施策に、木材建材事業本部の本年度売上高は前年度比108%の5,100億円を見込んでいる。

木材建材事業本部長に上山氏 住友林業の役員人事

住友林業は平成20年6月20日開催の第68期定時株主総会ならびに総会後の取締役会及び監査役会において役員人事を決めた。本誌（建材マンスリー）関係先窓口となる木材建材事業本部の人事異動は次の通り。

平成20年6月20日付（ ）内は旧役職

▷取締役常務執行役員 木材建材事業本部長委嘱（取締役常務執行役員 経営企画・総務・財務・情報システム・内部監査担当）

上山 英之

※副本部長（4月号No.511既報）倉光 二郎

◇退任：常任監査役就任（代表取締役執行役員副社長 社長全般補佐 木材建材事業本部長委嘱兼人事担当）

高橋 渉一

◇退任：（株）住宅あんしん保証事務従事（常務執行役員 木材建材事業本部副本部長委嘱）

安藤 浩

平成20年5月の新設住宅着工

△は減

			戸数			床面積の合計		
			戸	対前月比(%)	対前年同月比(%)	千㎡	対前月比(%)	対前年同月比(%)
新設住宅計			90,804	△ 7.3	△ 6.5	7,624	△ 8.7	△ 8.1
建築主別	公	共	1,041	△50.5	△58.9	60	△54.9	△62.5
	民	間	89,763	△ 6.3	△ 5.1	7,563	△ 8.0	△ 7.0
利用関係別	持	家	27,194	△ 0.3	△ 5.7	3,615	△ 0.3	△ 6.1
	貸	家	37,733	△ 3.8	△ 8.6	1,649	△11.4	△14.1
	給	与	720	85.6	△28.6	55	26.6	2.3
	分	譲	25,157	△19.0	△ 3.1	2,304	△18.4	△ 6.8
	分譲住宅							
資金別	民	間	82,338	△ 5.1	△ 5.7	6,899	△ 6.6	△ 6.9
	公	的	8,466	△24.0	△13.5	724	△24.9	△17.8
	公	営	510	△66.9	△72.3	37	△59.6	△66.8
	公	庫	3,334	△35.7	15.6	295	△35.1	8.7
	都	市	77	△76.9	△83.3	4	△82.3	△86.3
	そ	の	4,545	11.4	△ 1.3	388	△ 1.7	△16.9
構造別	木	造	42,729	△ 1.3	△ 3.2	4,352	△ 2.7	△ 5.9
	非	木	48,075	△12.0	△ 9.2	3,272	△15.7	△10.9
	鉄	骨	1,695	1.1	△26.7	117	6.1	△30.0
	鉄	筋	28,725	△18.3	△12.7	1,949	△23.2	△12.8
	鉄	骨	17,462	△ 1.2	△ 0.8	1,194	△ 2.3	△ 4.9
	コン	クリ	50	42.9	66.7	3	34.2	26.3
	コ	ン	143	60.7	53.8	8	5.2	△14.0
	そ	の						

プレハブ新設住宅：構造別、利用関係別戸数

構造別	戸	対前年同月比(%)	利用関係別	戸	対前年同月比(%)
合 計	12,733	5.8	持 家	4,918	△ 2.1
木 造	1,321	6.5	貸 家	7,241	10.6
鉄筋コンクリート造	272	△35.7	給 与	97	385.0
鉄 骨 造	11,140	7.4	分 譲	477	8.4

枠組壁工法（ツーバイフォー）新設住宅：利用関係別戸数

利用関係別	合 計		持 家		貸 家		給与住宅		分譲住宅	
	戸	対前年同月比(%)	戸	対前年同月比(%)	戸	対前年同月比(%)	戸	対前年同月比(%)	戸	対前年同月比(%)
木 造	8,406	5.0	2,421	△ 2.3	4,473	16.5	8	△ 76.5	1,504	△ 9.2

国土交通省「建築着工統計」

6.5%減の9万804戸

5月の新設住宅着工

国土交通省がまとめた平成20年5月の新設住宅着工戸数（上表参照）は、前年同月比6.5%減の9万804戸となり、11カ月連続の減少となったものの、減少幅は2カ月連続で改善した。

持ち家は前年同月比5.7%減の2万7,194戸で16カ月連続の減少、貸家は同8.6%減の3万7,733戸で11カ月連続の減少、分譲住宅は同3.1%減の2万5,157戸、うちマンションは同4.0%増の1万5,459戸となって11カ月ぶりに前年実績を上回った。

ただ、マンションの前年同月実績は同29.3%減の1万4,863戸と低かったための反動増がその要因とみられ、増加傾向に転じたとは言いきれそうもない。地域別のマンション着工戸数は、首都圏と中部圏、その他地域で前年を上回ったが、近畿圏は前年が高水準だったことの反動もあって同51.7%減と大きく落ち込んだ。

構造別では木造が同3.2%減の4万2,729戸で2カ月連続減、非木造は同9.2%減の4万8,075戸だった。工法別ではプレハブが同5.8%増の1万2,733戸で前月に続き1万戸台に乗せて3カ月ぶりのプラスに、2×4は同5.0%増の8,406戸で2カ月連続の増加となった。

NODA

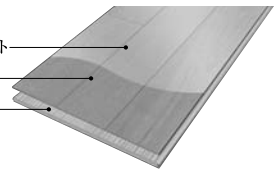


クリアシルキー
CLEAR SILKY

-2本溝タイプ・3本溝タイプ-

「クリアシルキー」はフラットハードコートのため
表面が平滑で、美しさが持続します。

フラットハードコート
化粧単板
合板



丈夫で美しい「クリアシルキー」の魅力

◇お手入れラクラク



◇汚れがつきにくい



◇車イスでも安心



◇擦りキズもつきにくい



◇床暖房にも対応



株式会社 **NA**

本社:〒111-8533 東京都台東区浅草橋5-13-6(三朋ビル)
TEL.03(5687)6222(代表)
<http://www.noda-co.jp/>



「いちばん使いやすい」は
「いちばんシンプルなカタチ」



調理がしやすく、インテリアにもとけ込むシンプルデザイン。

調理上手は収納上手から。ユーザー発想の収納設計。



シンク手前のスペースを活用したNEW包丁フラップ収納や、出し入れしやすいフルスライド収納を搭載。背の高いものから普段あまり使わないものなど、かたちや用途に応じてすっきり収納できる使い勝手の良さが魅力です。※ご好評の楽ドアプランもございます。

NEW
dino
MY HOME KITCHEN

株式会社ミカド

〒531-0075 大阪市北区大淀南1丁目10番9号
TEL(06)6455-2660

東京支社 TEL(03)3262-5017 大阪支社 TEL(06)6489-8200 九州支社 TEL(092)584-5431
中部支社 TEL(052)884-8251 中四国支社 TEL(082)850-2481



<http://www.micado.co.jp/>

ミカドのホームページ